



中華民国初期における教育近代化の変遷

著者	崔 淑芬
雑誌名	筑紫女学園大学研究紀要
号	15
ページ	41-53
発行年	2020-01-31
URL	http://id.nii.ac.jp/1219/00001012/

中華民国初期における教育近代化の変遷

崔 淑 芬

The Changing Modern Education System in China

Shufen CUI

はじめに

1911年の辛亥革命によって、中国初の共和国が成立した。この政治的変革は、教育の方針、内容に大きな変化をもたらした。但し、当時の教育部には日本留学経験者が多く、清末の学部からそのまま教育部へ転じた専門家も多かったので、民国初期の教育制度も清朝時代と同様、日本の教育制度に類似した点が多かった。学校においても、名称上の変更は行われたものの、概ね清末の教育制度が踏襲されたのである。

1920年代に入り、中国の師範教育の模範対象はアメリカへと、大きくシフトしてきた。1922年に採用されたアメリカの6・3・3制をモデルとする新学制は、中国教育史上重要な意義をもっている。この6・3・3制は南京政府の時期から日中戦争を通じ、部分的な修正を経て30年余りにわたってその骨格を維持していた。

本論は、この民国初期の教育方針の変遷、改革を考察することで、その特徴を明らかにするとともに、その結果と影響がどのようなものであったかについて究明したいと思う。

一、教育行政組織及び教育宗旨の制定

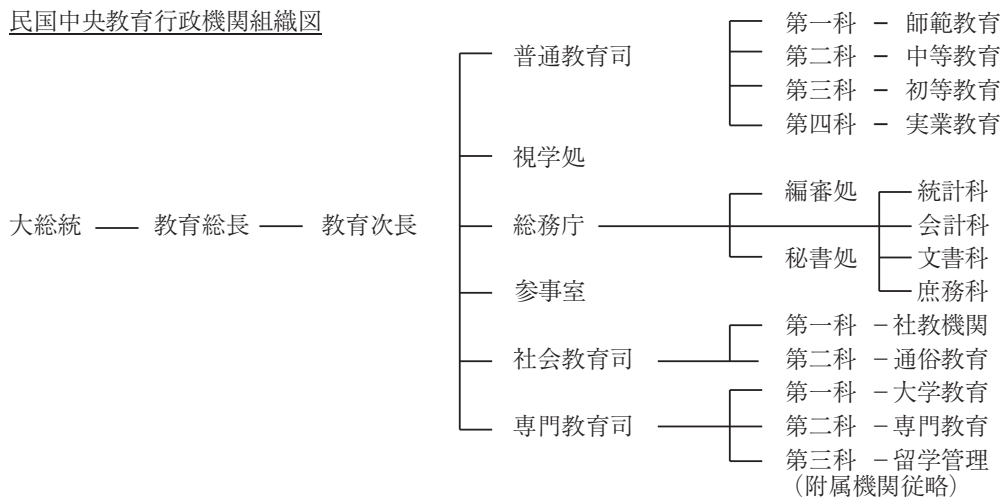
1、教育行政組織の構成

宣統3（1911）年10月10日、湖北省の武昌に蜂起した革命軍は12月には南京を占領、孫文（1866～1925）が、臨時大総統に就任した。臨時政府が成立して間もなく、教育行政の全国最高機関として教育部が設置された。つまり、従来 of 学部が教育部に改められ、中央教育機関となったわけである。初代教育総長は蔡元培（さいげんばい）（1868年～1940年）である。当初、教育部の官制は簡単なものであったが、幾度かの修正を経て、民国3（1914）年7月11日の教育部令によって確立された（注1）。修正された中央教育行政組織図は以下の「民国中央教育行政機関組織図」の通りである。

公布された官制によると、教育部は大総統に直属し、その職権は教育学芸及び暦象などの事務を管掌する。政務官として総長を1名、事務官として次長1名を置くことになった。組織内容は1庁3司に分かれており、庁を総務庁という。統計・会計・文書・庶務・図書編纂調査などの事務を管

理する。3司の1は普通教育司で、小学・中学・師範・実業などの学校及び地方学務機関などの事務に当たる。その2は社会教育司で、図書館・美術館・動植物園及びそのほか一切の社会教育事業を管掌する。その3は専門教育司で、留学・専門及び大学、各種種類の学校などの事務などを取り扱う。各司には1名の司長を置く。総務庁には専任官を設けないが、参事室には3名の参事を置いて教育部の法令を議訂させ、視学処には16名の視学を置いて全国の学務を視察させる（注2）。

民国中央教育行政機関組織図

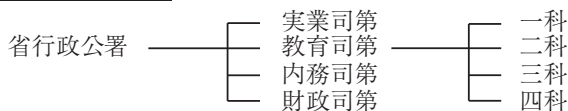


薛人仰『中国教育行政制度史略』より作成

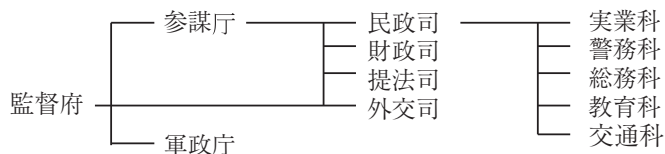
各省においては教育行政機関の変動は大きかった。

1912年の民国成立以来、各省の提学使司は教育司に改められ、省の行政公署に隷属することになったため、その独立的な地位を失うことになった。さらに1914年6月になると、各省が教育司を廃止、わずかに民政司の下に教育科が設けられてここで省内の事務が処理されていた。このことは既に、民国元年に定められていた（次図）。

民国元年の教育行政機関図



民国3年の省教育行政機関図

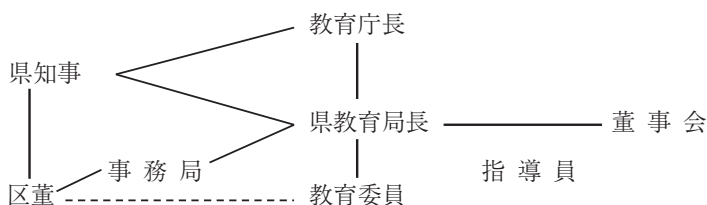


以上の2図からみれば、省において教育の地位は高くないことが分かる。

1917年、徐世昌の時代に、初めて教育行政機関は復活する。教育庁暫行条例の公布により、6月8日教育科が廃止され、各省が独立した教育行政機関である教育庁を設置することになったからである。条例によると、各省教育庁は教育部に直隸し、庁長は大總統と兼任されることになっている。1917年11月8日に、教育庁組織大綱が公布されたが、その機構を見ると、教育庁長の下は省視学（4～6人）と3科（各科3人以下）に分かれ、3科のうち第1科は文書、庶務、会計、統計、その他、第2科は普通教育、社会教育、第3科は専門教育、外国留学となっている。地方では、従前の府庁州県等の名称は「県」だけを残し全部廃止、県の教育行政機関として「県教育局」を設置した。

しかし、民国初年には、依然として清末の地方教育機関である勸学所が残されていた。勸学所は、県公署に属する1名の所長と、2～4名の勸學員を置き、県知事を輔佐して県内の教育行政事務を処理するのである。1915年7月、地方教育学務を自治的に処理させるため教育部は地方学事通則を發布、地方学務委員会を組織して勸学所と並び立つ形で地方の教育行政機関とした。勸学所の位置は、県知事の輔佐機関とされ、また地方学務委員会と並び学務を処理するところとなり、その権限は大きく削減された（注3）。こうなった一つの原因は、勸學員となる郷紳が「役所の用事を口実に平民を逮捕する者あり。地方官に隸属し、刑を用いて糾明する者ある。厳しく多額の罰金を科する者あり」（注4）というように、民衆の立場を代弁することなく、専断的行動を取る者があったからである。そのため、しばしば「毀学」闘争に発展した（注5）。こうした勸學員の独断的な行為を規制するため、合議制による教育行政の立て直しを図るのであったが、教育委員と勸学所の間に紛争が起こることもしばしばであった。1923年3月、ようやく「県教育局規程」が公布され、勸学所を教育局に改めることになったが、その組織図は次図の通りである。

県教育局の教育行政系統図



この主な規程によると、①県教育局は局長1名。局長は県知事によって推薦され、省教育庁長の選任を受け、知事の管理の下にあって県内の教育行政を掌る。②県教育局長の資格は大学教育科・師範大学校あるいは高等師範学校を卒業した者、また教育職務の経験がある者。③県教育局は董事会を設け、董事の定員は5名とする。この種の董事は、教育に関係のある者でなければその資格がない。④董事会の主な職権は、一つは県教育の方針及び計画の審議、県教育財政の運用及び県教育財産の保管、また県教育の予算及び決算の審査。⑤県内の市町村は県教育局によって若干の学区に区別され、各学区には教育委員1名を置いて局長の指揮の下に、同学区の教育事務を取り扱うなどとなっている。

そこからみれば、教育局の権限は勸学所に比べて大いに拡張され、局長の地位もまた所長よりは

高められている。

以上のように、民国初期の教育行政機関は清末より系統化されている。今日の中国においてこれら地方の教育機関、省教育庁、あるいは県教育局はそのまま踏襲された。

民国初期に教育行政機関が設立された後、清末の教育改革に関する初めての法案は「普通教育暫行辦法」(14条から成る。注6)の公布であり、教育部の成立から10カ月後、各省へ通達された。しかし各省といっても、北京にはなお清朝政府があって、国民政府の威令は華北・東北の地には及ばず、湖北・湖南・江蘇・浙江・福建・広東・広西・江西・雲南及び貴州など、華中と華南地方に限定されていた。この暫定法は、中国近代学校の展開の上で画期的な意義を持つものであるが、その注目すべき点は下記の通りである。

- (1) 学堂を学校、監督・堂長を校長と改称した。
- (2) 初等教育における、機会の男女平等と共学を認めた。
- (3) 師範学校及び中学以下の学校における読経科を廃止した。
- (4) 科挙制度の余韻ともいべき出世奨励法を廃止した。
- (5) 教科書は必ず共和国の趣旨に合うものを用いることとし、清代の教科書はこれを一律廃止する。
- (6) 中学、初級師範の修業年限を4年に改めた。(注7)

これに対して、教育専門研究者陳青之は、民国初期の教育が従前の教育とどのような点で変化をみたかについて、次の3点を指摘している。

- (1) 人民の教育に対する態度の改変。満清専制時代には、教育は官治主義に委ねられ、人民は拱手して命令を受け、法令によって弁理するだけであった。それが民国年代に入ると民主主義に変わり、民間人が熱心に討論するだけでなく、建議と改良に参加するようになった。
- (2) 教育思想の改変。これまでは、忠君・尊孔を教育宗旨としてきたが、これ以後は公民道徳を中心としている。それまで学校教育は、科挙の風習から脱し切れなかったが、これ以後は科挙の奨励制を取消し、読経科を廃止してようやく真正の新式教育が現れるようになった。
- (3) 教育政策の改変。専制時代は政府中心で、教育はすべて愚民政策でなければ懐柔主義、籠絡主義でなければ強制主義であったが、共和時代になると人民中心であって、教育はすべて国民の基礎を培養し、国家有用の人材を訓練し、共和政治の真精神を樹立するようになったと言われている。(注8)

つまり、この「暫行辦法」は共和国の教育宗旨に合致したものであった。

2、蔡元培の教育観

民国初期の教育宗旨は、蔡元培の主張に基づいて制定されたものである。民国初代教育総長である蔡元培の経歴についてみると、彼は同治6(1867)年に浙江省紹興城内の錢莊の家に生まれた。光緒15(1889)年に郷試に合格して挙人となり、翌16年会試に合格、光緒18(1892)年に殿試に合格して進士となり清廷より翰林院庶吉士を授けられた。26歳の時である。光緒20年、翰林院編修に補されたが、当時からしきりに西書の訳本を読むようになった。32歳の時に起こった戊戌変法に対

しては、心情的に同調する立場にあり、官職を辞して郷里へ帰った。後、東文学社を設立し、紹興中西学堂の監督となり、光緒27（1901）年、南洋公学の教習となる。翌年の春、中国教育会を設立してその会長となった。光緒31（1905）年に、東京で中国革命同盟会が結成されると、上海分会長となった。翌年、紹興学務公所総理となったが、欧州留学の計画をたて、まず譯学館の教習となり、光緒33（1907）年にドイツへ留学、翌年ライプチヒ大学へ入学して3年間哲学などを学んだ。革命が起ると、ベルリンへ行き、宣伝協力を求め帰国した。そうして民国元年、1月3日に南京臨時政府の教育総長となったのである。

以上のように、蔡元培はすでにヨーロッパに留学し、西欧的な近代教育思想の洗礼を受けた人物である。彼の、教育部における構想や教育制度に対する理想は、きわめて新しいものであった。彼は教育宗旨について、次のように語っている。

「私は教育総長に任じられ、教育方針の意見について発表し、清末学部の忠君・尊孔・尚公・尚武・尚実の五項目の宗旨に修正を加え、軍国民教育、実利主義、公民道德、世界観、美育の五項目に改めた。前の三項は尚武、尚実、尚公と同じである。しかし、第四、五項はまったく違っている。忠君と共和国政体とは合わないし、尊孔と信仰の自由とは相違しているので、これを削除したのである。世界観教育を提唱したのは、哲学的課程としてで、真意は周秦諸学、インド哲学及び西洋哲学を兼取して二千年来孔子学を墨守してきた旧習を打破するにある。美育を提案したのは、美感は普遍的なものであるから、人に彼我の偏見を打破させ、美感の超越性は生死利害の顧忌を打破できると信じたからで、美育をとくに重視したのである。」（注9）。

1912年7月10日開催の臨時教育会議を経て、9月に教育部が公布した新しい教育宗旨は「道德教育を重視し、実利主義、軍国民教育でこれを補充し、美感教育で道德を完成させる」（注10）というもので、蔡元培の提案がそのまま採り入れられた形になっている。

この新しい教育宗旨から見れば、新教育の根本は道德教育にある。その精神はフランス革命の自由・平等・博愛に求められた。従って、道德教育とは、この3点の知識を国民に教え、正確な觀念を植え付けることであった。中国が近代国家としてスタートした辛亥革命の教育方針が、これをフランス革命に求めたことは注目に値するものと言わねばならない。

次に実利教育についてみると、これは清朝の教育宗旨の中からも見出すことができる。しかし、新しい教育宗旨では、当時は外国の実利教育が激しく、各国が実業の発達を重要政策として力を入れていることを指摘している。即ち、「実業教育の目的は、実業の発達によって国民の生活を改善し、国を繁栄させるためである。従ってその教育原理は、理解と実践の一致にあり、その教育方法は実物や実地研究によるべきものである」となっている（注11）。実利教育重視の傾向は1913年8月の「実業学校令」に現れたが、これによると、実業学校は甲・乙・丙の3種に分けられていた。また、従来の実業学堂を専門学校に改めてその充実を図り、さらに農業・工業・商業および医学に分類されていた（注12）。軍国民教育は、植民地化されつつある中国を守る手段として重要視され、政府の奨励に基づいて各省の教育会も軍事教育思想の普及につとめた（注13）。

美感教育は、道德教育とともに蔡元培の強調するところで、実利教育や軍事教育のように清末から続いてきた思想ではなかった。蔡元培はかつてドイツに留学した際、芸術教育に深い関心をもっ

ていた（注14）。彼は、国家主義的な傾向の強いそれまでの「教育宗旨」に芸術教育をとりあげることによって、人類共通のヒューマニズムをその基盤とすることを考えていたようである。即ち、芸術教育をもって高尚な気風を養うという教育理想を掲げていたのである。

以上のように、この五項目のうち公民道徳がやはり中核であり、世界観と美育は道徳を完成させるためのものであるが、軍国教育と実利教育もまた必ずや道徳を根本としなければならなかったのである。

しかしこの教育思想も、民国初年の軍閥混戦や政情不安定のため、実質的にはあまり大きな影響がなかった。美感教育が重視されたのは、1922年以後のことであった。

民国初期の教育思潮について、陳青之は、「世界大戦の集結に至るまで、教育総長になった人物は6人いるけれども、教育に対して自身で主張をもっていた人物は、蔡元培、湯化龍、范源濂の3人である」といい、その主張の重点は、蔡元培は美感教育・世界観教育、湯化龍は国民教育、范源濂は軍国民教育であるとしている。また、この時期の教育思潮として、軍国民教育から派生した職業教育をあげ、これをもって3大教育思潮としている。蔡元培についての研究は、今日の中国においても非常に重視されている。

1979年、中国人民政治協商会議は、蔡元培の生涯にわたる関係資料の発掘、調査に着手したが、1980年2月には「蔡元培逝世40周年記念事業」として、北京の人民教育出版社は『蔡元培教育文選』を出版している。人民教育出版社により、その中国教育界の蔡元培評価の一端を示したものをとりあげてみよう。

「清朝末期から民国初年にかけて、彼が発表した教育論は、独創的な見解を含んでおり、当時であって進歩的な意義をもっている」

「思想上いくつかの弱点をもっているにせよ、彼は中国近・現代教育史に巨大な影響を及ぼした教育者であって、われわれが研究するに値する人物である。先生の教育実践と教育思想を、正確に、歴史的に評価しなくてはならない」（注15）。

二、壬子学制の実施

1、学制の設定

新しい「教育宗旨」が公布された1912年9月3日翌日、新教育方針に基づいた学制が公布された。この学校系統は、その年の干支をとって壬子学制と称されたもので、1922年の「壬戌学制」の出現まで実施された。

初等小学校4年、高等小学校3年、中学校4年、大学予科3年、大学本科の法・医科は4年、その他の学科は3年としている。この学制は、一応小学校から大学まで16年から17年の学校教育を本幹とした。師範系統では、師範学校は予科1年・本科4年、高等師範学校は予科1年・本科3年となっている。また実業学校では、甲種実業学校・丙種実業学校とも3年、専門学校は予科1年、本科3～4年となっている。また小学校4年を義務教育とし、小学校及び高等小学校の卒業生のためには各2年制の補習科を設け、国民教育を充実しようとしている。これを清朝の教育体系と比較してみ

ると、次の点で改革されている。

- (1) 全体の年限が短縮され、児童は7歳で小学校へ入り、23～24歳で大学を卒業できることになっている。従来は中学校を出るともう20歳を過ぎたが、光緒29（1903）年の「奏定学堂章程」によると初等小学堂5年、高等小学堂4年、中学堂5年、合わせて14年。7歳で小学堂に入り21歳で中学堂を卒業この体系では17歳で中学教育を完了できる。
- (2) 高等学堂は取り消され、清末の大学堂予科はここに至って、学校系統の上で欠くべからざる地位を獲得した。また「奏定学堂章程」の中の通儒院は大学院と改称されたがあまり重要視されておらず、新教育系統の中には組み込まれなかった。
- (3) 学校系統が清末の教育制度に比べ、簡素化された。たとえば、初・中・高等級の実業学堂を甲この兩級に改制した。
- (4) 読経典の時間を少しく減じ、女子教育がやや重視された。
- (5) 行政上では学部を教育部に改め、学堂を学校と改名し、監督堂長を校長とした。

改革点からみれば、教育方針の変遷は政治の要請から免れ得ず、教育事業は時勢の流れに従って変化するものと言うことができよう。嘗て、清末に公布された「忠君・尊孔・尚公・尚武・尚実」という教育宗旨は、専制主義国家を強化することを目的としたものである。それに応じて教育は、伝統的な中華思想を温存することが第一義的なものとならざるを得ない。「各学堂、宜注重読経、以存聖教」（注16）がそれである。ところが民国に入ると、政体は専制から共和国に変わり、教育方針もその流れに沿って大変革を遂げる。「民意」、「民智」をもって教育の生命となし、民意の培養と民智の啓発を重視したのである。

一方では、教育方針の変遷において、民国元年の教育総長である蔡元培は、「大学に対してとくに注意したのは、①大学で法科・商科などを設けるものは必ず文科を設け、医科・農科・工科などを設けるものは必ず理科を設ける。②大学には大学院を設け、教授、大学卒業生の研究機関とする。③暫定的に国立大学を設けることとし、北京大学以外南京・漢口・四川・広州にも大学を設置することを計画する」（注17）ことであったという。

ここで彼が文理両面を重視したのは、大学を学理研究の機関と認めたからで、法科・商科などを設けるのに文科を設けなければ大学とすることができず、医科・工科・農科などを設けるのに理科を設けなければ大学とすることができないとしたのは、文・理両科が法・商・医・工・農など応用科学の基礎であるという見解を有していたからだと考えられる（注18）。

蔡元培の大学教育重視論に対して、国民教育を重視する次長の范源濂は、終始反対の立場であった。彼は東京高等師範学校に学び、高い就学率を目指して発展してきた日本の国民教育を目撃して強い感銘をうけた。范源濂の説は、「小学校を充実しないでどうして中学が充実できようか。中学を充実しないでどうして大学をよくすることができようか。われわれが第一歩とするところは、まず、小学教育の充実である。小学教育の充実は師範教育の充実にある」というものである。蔡元培とはいくたびか議論が交わされたが妥結することはなく、循環論に終わっていたようである（注19）。

2、女子教育の改革と男女共学

民国初期における教育の変遷において、もう一つ注目すべき点は女子教育の改革と男女共学の開始である。

中国において女子学校が法的に認可され、位置づけられたのは学部設立後の光緒33（1907）年であった。それ以前は、女子教育の地位は学制上全く無視されていた。「奏定学堂章程」は、女子教育を課程教育の中に包括し、しかも「中外ノ習俗同カラサレハ、当今女子学堂ヲ設クルハ未タ可トナサス」などと規定されている。光緒33（1907）年になって初めて、学部は正式に女子教育の学令を發布した。しかし、女子師範と小学との2種のみであり、中学及び大学、また高級師範（清末における優級師範）は依然として設立されなかった。また男女共学は絶対禁止であった。

1912年、民国になって初めて、女子師範学校の修業年限は男子師範学校と同じようになる。特に女子高等師範学校の設立により、女子は男子と同じように高等師範教育を受ける事ができるようになったのである。清末に比べると一層の進歩であった。当時、女子の普通教育を普及させるためには、その教員を養成する女子師範学校の充実を必要とし、女子師範学校の教員を養成するための女子高等師範学校の設置を必要とすることは、国民教育発展の一般的理論であるが、中国で女子高等師範学校が設立されたのは1919年のことである。1919年3月、教育部は「女子高等師範学校規程」を公布した。この規程は、学科・学額及び修業年限、入退学及び休学・学費・懲戒・服務などの6章35条より成っている。その要点を見ると、修業年限は予科1年・本科3年である。本科が文科・理科・家事科の3科に分けられているのは女子教育の特性が考慮されたものである。さらに教職義務年限を男子より2年短い4年とし、特例の場合を1年短い2年としたのも女子の特性が考慮されたものである。

この規程に基づいて1919年4月23日、北京女子高等師範学校が設置された。1920年2月には、北京大学が女子の聴講を許可した。次いで広東省の広東高等師範学校及び江蘇省南京高等師範学校が女子学生の入学許可を認めた。つまり、男女共学を認めるようになった。これがきっかけとなり、男女共学が普及するようになったのである。

この男女共学は、1912年の壬子学制によって認められていた。最初は小学堂のみに認められ、師範学堂・中学堂及び大学においてはまだ許されていなかった。しかし1919年の五四運動以降になると、中学以上の学校においても、新文化運動の影響を受けて男女共学が見られるようになる。1921年、北京の各国立大学はすべて女子の入学を許可することになった。その後、全国各大学でも男女共学が実施され、ここに女子の平等な教育権が公的に認められるところとなったのである。なお、中華教育改進社の調査によると、1922年から1923年の間における全国大学生の総数と女子学生数は次表の通りとなっている。

全国大学校及学生数（1922～1923）

学校別	学校数			学生数		
	男	女	計	男	女	計
大学	34	1	35	12,692	431	13,123
高等師範	7	1	8	2,809	284	3,093
農科大学	7	0	7	1,271	0	1,271
工科大学	13	0	13	2,018	8	2,026
商科大学	8	0	8	1,887	3	1,890

医科大学	7	0	7	815	17	832
法科大学	33	0	33	10,851	13	10,864
その他	14	0	14	1,650	131	1,781
総計	123	2	125	33,993	887	34,880

出典：蔡元培等著『晚清三十五年来中国教育』より作成

この統計表からみれば、女子学生数の比率は総数の2.54%しか占めていないが、しかし、工科・商科・医科・法科大学にまで及んでいた。この時期における女子教育の発展は、飛躍的なものとは言い難いが、女子教育においてもっとも堅実な第一歩を踏み出したと言うことができよう。

三、教育変革の特徴と結果

この民国初期の教育方針は大きな変化をもたらしたが、一方では日本の教育制度を学びながら、中国的な方式、方法で近代教育改革を図ろうとしていることが分かる。その原因の一つは、蔡元培の教育理念による指導である。蔡元培は民国元年の臨時教育会議の中で次のように述べている。

「…現在の教育規程は、日本に則ったものがはなはだ多いけれども、これをそのまま放っておくものではない。しかし、日本の学制は、もともと欧州各国に則ったものである。欧州各国の学制は歴史の上に積み重ねられてきたものが多く、整然と画一化されていないうえに、西洋の習慣を含んでいるが、日本の学制は維新の際に創設したもので、西洋各国の制度を取って折衷したものであるから、日本に則ることは適当でもある。しかし、日本の国体と中国は同じではないから、欧米の適当な法は兼ねて採らねばならない。すなわち、日本や欧米各国ではまだ実行には移していないけれども、教育家が鼓吹しているものは、われわれも採取実行すべきである」(注20)。

この点から見ると、実用主義的な洋務派の考え方とあまり変わっていなかった。つまり、日本教育を媒介として西洋近代教育を摂取しようとした、ということである。

もう一つの原因は、蔡元培を首脳とする教育部には日本留学経験者が多く、清末の学部からそのまま教育部へ転じた専門家も多かったことである。たとえば、教育部へ入った日本留学経験者は、東京高等師範学校に学んだ次長の范源濂（蔡元培のあと教育総長になった）をはじめ、秘書長の董鴻偉、司長の林啓（ともに早稲田大学に学ぶ）など、いずれも日本留学経験者である。また、科員の中にも日本留学経験者も多かった。たとえば、社会教育司第二科の科員、周樹人（魯迅）は、蔡元培と同郷の浙江省紹興の人であるが、彼は日本からの帰国後、蔡元培の推薦で教育部に入り、教育行政に携わっている。そして普通教育司の科員・許寿棠（東京高等師範学校）、伍崇学（宏文学院）、編纂員の湯中（東京帝国大学法科）らも日本留学経験者である。

このように、教育部に日本留学経験者が多いことのほか、学部から教育部へ転じた専門家が多かったことも注目される。司長の袁希濤（挙人の出身）を始め、参事の馬隣翼、会計科の科員・陳問咸（挙人）、普通教育司科員・呉思訓（清末の優貢生出身）、専門教育司の科員・路孝植（挙人の出身）などである。

民国初期の教育あるいは教育制度が、清末と同じように日本の教育制度に類似している点が多い

ことについては、こうした点も見逃すことはできないであろう。

また、民国初期において、政治変動が教育にも大きな影響を与えている。特に、北洋軍閥である袁世凱（1859年～1916年）の帝政運動である。

1912年、清国政府を倒し、共和国中華民国が誕生してまもなく、軍人、北洋軍閥袁世凱は、封建地主や軍閥を背景に国民党の指導者・宋教仁を暗殺、その軍事力によって党を解散させ、次第に独裁専制者としての権力を強化した（注21）。彼はついに帝政復活運動を展開、「洪憲帝政」（1916年元旦を洪憲元年と改称）の樹立を企図した（注22）。

先ず袁世凱は1914年5月、「教育宗旨を解明するに、道德・実利・尚武を尊び、実用をもってこれを運ぶ」（注23）という主旨の「教育綱要」を公布、蔡元培の芸術教育を除外した。更に翌1915年2月、教育宗旨をも改訂した。改訂された教育宗旨は「愛国・尚武・崇実・法礼・重自治・戒貪争・戒躁進」（注24）というもので、先の自由・平等・博愛に基づいた道德教育も封建的な儒教倫理に置き換えられ、姿を消すことになった。

この教育宗旨は、袁世凱の政治に対する野心の表現でもあった。特に最後の2項目「戒貪争・戒躁進」はまさに国民に誠意順民となることに努め、彼と皇帝の地位を争うことを諦めるように諭していると言っても過言ではない。因みにこの2項を詳述すると次のようになる。

「戒貪争は則ち、満足することを知らずに只争うことを戒むべし。責任のある競争は国家を進歩させることができ、逆に無責任な競争は国家を退化させる。国家の進退は国民の競争如何にかかっている。若し競争が国民の責任心によるものであったなら、競争は激しければ激しいほど、国家は益々安泰である。（中略）故に全国の政界・学界・軍界・農工商界及び女性国民はすべからく国家社会の利益の為に責任を尽くし、貪争を必ず戒むべきである。戒躁進は則ち、焦って急進することを戒むべし。我が国が共和国になってから、人心の趨く所、事業の求める帰結は、幻想に惑わされるか躁進に走るかである。（中略）一般国民が共和の美名に溺れ、自由の真相も知らず（中略）これを救い求めるに、先ず躁進の汚浴を戒むべきである。国家の政治も、個人の学術も、立身出世もすべて躁進すべきでない。」（注25）

と、彼は以上のように強調した。実は1914年の始めごろから、教員の給料はどの地方でも遅配・欠配が相次ぎ、全国の学校は「上のものは現状維持に精一杯、下のものは勝手に閉鎖・解散の措置をとる」という有様であった。当然、生徒・学生の県・省への請願・要求行動が各地に頻発した。そしてそれは、しばしば政府の弾劾運動に発展した。失学・失業青年の不満は全国に渦巻いていたのである。「貪争するな、躁進を戒める」というのは、そうした青年たちの行動を抑止するための措置であった。

また、教員に対して「中・小学教員は、性理を研究し、陸・王の学崇習し、生徒を導くに実践をもってすべし。教科書はよろしく学案を特集し、もって尊孔・尚武の淵源を明らかにすべし」という。つまり、袁世凱はすでに、尊孔・尚孟の主旨を明らかにしていた。しかし「尊孔・尚孟の歴史を明らかにしようとするれば、道統の源流を知らなくてはならない。宋明学案等の書は、師伝の系統、学説の異同においてこれを言い、詳細をきわめている。それは中国の伝統文化より派生し、それを現在の時勢に適用しようとするれば、宋の陸象山、明の王陽明の両先生にかなうものはいない。その

学説は孟子に近く、力行致知の説を主張し、実につとめ用につとめるのが適当である」(注26)と
言うのである。

袁世凱の教育方針に従って1916年、学校の学科目は、民国元年の規程で取り消された読経典1科目を加えた。また廃止された小・中学校の読経科も復活したのである。たしかに山東巡撫、直隸総督時代の袁世凱は、中国の教育改革に大きな貢献があつた。たとえ専制王朝体制を守るためと言っても、結果的に中国教育の近代化に積極的な役割を果たしたのであつたが、辛亥革命後の民国社会において、袁世凱の教育思想は礼樂を中心としたものであり、保守思想の色濃いものであつた。彼は進歩分子を「断じて許さない。浅識の徒はほしいままに穿鑿して、根本を動揺させる」と言っている(注27)。この根本を揺動する浅識の徒とは、彼に反対する改革派を指している。つまり、教育は彼の意図する体制に順応する国民を養成しようというものである。その立場から各県知事に、教育普及の責任の重大さを喚起認識させ、地方官や紳董を通じて教育を浸透させようとした。そして、成績をあげた地方官や紳董は褒奨・旌揚するが、辦学に名をかりて公款を侵漁する劣紳は厳懲した。こうした袁世凱の文教政策は、地方層を基盤として、儒教的色彩の濃い教育浸透を図ろうとしたものと言える。

このように、1911年の辛亥革命は、政治的には清朝政府を倒し、共和制を樹立させたが、社会・経済等の各方面において旧来の体制をそのまま残存させたのであつた。民国初期の教育は、理念的には民主制や自主制をモットーとし、道德教育・実利教育・軍国民教育などを強調したが、実質的には清末のそれと大差はなかつた。とくに袁世凱の帝政運動とその保守的な教育政策は、近代的学制的普及には大きな障害となつた。袁の死後も軍閥の混戦による政局の不安定が続き、それが教育の発展に多大の障害となつた。

袁世凱帝政運動前後の教育の実態を、具体的な数字で表してみると次のようになる。1915年、全国の小学校数は106,655校で、学生数は3,443,683人であつた。これを1911年の辛亥革命の年と比較してみると、学校数では約2倍、学生数では約3倍となっている。また中学校では、学校数1,220校、学生数126,455人で、1911年と比較して、あまり著しい増加率を示していない(注28)。これをさらに、高等教育について比較すると、校数及び学生数とも減少していることが分かる。黄炎培の「読中華民國最近教育統計」によると、特に法政専門学校の激減が目される。1912年の辛亥革命後に樹立された共和政体は、国民の法律と政治に対する関心を高め、また社会の注目を浴びるようになった。その自然の成り行きとして大学は設立条件が厳しいこともあり法政専門学校が至る所に設立された。しかし、その後の政局の不安定により、社会も漸くその偏重を悟つたことや、更に北京政府もその制限を行つたことが激減の理由になつたと考えられる(注29)。また、この学校数の減少による学生数の減少は、実に袁世凱の時勢に逆流した復古運動の具体的帰結と言っても過言ではない。

終わりに

清末から民国にかけ、中国においては教育について幾つかの改革を行い、教育の方針・体制・内

容等大きな変化をもたらした。但し、清末期にしても民国初期にしても、中国の伝統的思想・文化（中学＝中国の学）は固守しながら、その根底にあるのはあくまでも「中体西用」であった。この「中体西用」の発想から、日本を手本にしたり、アメリカを手本にしたりしたが、それはある程度、盲目的模倣であった。やみくもに見える西洋文化の吸収という背景には、官僚政治家としての野望があったことも当然考えられよう。また、中国の国情は日本とも、アメリカとも相違している。当時、経済的基礎の微弱、軍閥混戦、政治不安定、伝統的教育思想や教育方法を改めることの不徹底などによる教育改革所期の目的達成の困難。これら様々な問題が、現代中国の教育にも大きな影響を与えたのである。このような経緯から、中国における教育の近代化は外的要因に触発された結果出発したのであり、それに負うところが大きいという論調が大勢を占めてきた。しかし実は、その見方は、中国における伝統的な教育制度・体系がその基礎あるいは底流となっていたことを看過していた皮相的な認識に基づくものではなかろうか。

中国における近現代学校教育制度の成立・沿革は、教育者舒新城の言うように「初めから政治問題を中に含むこととなり、純粋な教育事業ではなくなった。これは近現代教育史の特質の一つで、他の国には容易に見られないものであり、近現代教育史を研究するものが見落としてはならない重要な事柄である」と考えられる。教育の「再創造」をどこから着手するのか、歴史からどのような経験と教訓を汲み取ることができるのかは、重要な問題である。

それはとりもなおさず、今日の「近代化」政策の下においても重要な意味合いを持っている。

注

- 1、陳青之『近代支那教育史』p.263 生活社版 昭和14年7月
- 2、教育部総務庁文書科編「教育法規彙編」『官制類』民国8年
- 3、『大清法規大全』P.1 続編卷18「教育部」勸学所教育
- 4、多賀秋五郎『近代中国教育史資料・清末編』「学部奏咨輯要」P.26～27 第3巻 1909年
- 5、『歴史教育』10巻 中村恒「清末学堂設立をめぐる江蘇農村社会の一断面」1962年
- 6、孫常璋『蔡元培先生全集』「函電与公牘之部」P.1044～1055 民国元年1月19日 商務印書館 1968年
- 7、多賀秋五郎『近代中国教育史資料—民国編上』P.570 日本学術振興会 1973年
- 8、陳青之『中国教育史』P.648 台湾商務印刷館 1972年
- 9、『中国現代教育文選』P.41「我在教育界的經驗」華東師範大学教育系 1989年
- 10、舒新城『中国近代教育史資料』上冊 P.226『教育法規彙編』第四類学校通則民国元年9月2日部会第二号台北教育部 人民教育出版社 1981年
- 11、多賀秋五郎『中国教育史』P.172
- 12、同注10掲書 1913年8月4日部会第33号 P.251
- 13、多賀秋五郎『中国教育史』P.173
- 14、同注8 陳青之『中国教育史』P.654
- 15、高平叔編『蔡元培教育文選』1980年2月
- 16、陳青之『近代支那教育史』p.318 生活社版 昭和14年7月
- 17、『蔡元培自述』「我在北京大学的經歷」P.9～10 台北伝記文学社 1967年
- 18、同注17「我在教育界的經驗」掲書 P.41
- 19、同注17「我在教育界的經驗」掲書 P.41

- 20、孫常璋『蔡元培先生全集』P.703～705「言論与演説」1912年7月 東京大学哲学室編『中国の思想家』P.781～788 下巻 勁草書房 1963年
- 21、李劍農『中国近百年政治史』P.372～380 台北商務印書館 1957年
- 22、林明德『中国現代史專題研究報告』第三輯「日本与洪憲帝政」台北中華民國史料研究中心 1973年
- 23、古棣『現代中国及其教育』P.385 下冊 香港竜門書店 1975年
- 24、丁致聘『中国近七十年来教育記事』P.72 台北商務印書館 1961年
- 25、『中国近代教育史資料匯編』P.765～767「頒定教育要旨」上海教育出版社
- 26、同注7「大總統特定教育綱要を頒布する」1915年1月22日 多賀秋五郎前掲書 P.575
- 27、「断不許、浅識之徒妄言肆揣、致為根本之動揺」「尊孔について大總統告命を發する」1914年9月25日 (多賀秋五郎前掲書 P.576)
- 28、梅根悟『東洋教育史』P.52～53 東京御茶の水書房 1963年
- 29、同注10 舒新城『中国近教育史資料』上冊 P.367～368

(サイ シュクフン：アジア文化学科 教授)

